

区分	疾 病 名	対 象 者
51	<p>スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）劇症肝炎※、重症急性膵炎※</p> <p>※更新のみ</p> <p>先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子欠乏症、第Ⅱ因子欠乏症、第Ⅴ因子欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、第Ⅷ因子欠乏症、第Ⅸ因子欠乏症、第Ⅹ因子欠乏症、第ⅩⅠ因子欠乏症、第ⅩⅡ因子欠乏症、第ⅩⅢ因子欠乏症、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠⅤ感染症をいう。）</p>	<p>都内に住所を有し、かつ、左記の疾病に該当する者（次の(1)又は(2)に該当する者を除く。）</p> <p>(1) 母斑症のうち神経皮膚黒色症、ゴーリン症候群（基底細胞母斑症候群）及びフォン・ヒッペル・リンドウ病並びに古典的特発性好酸球増多症候群のうち好酸球増加症、遺伝性QT延長症候群、原発性骨髄線維症 及び先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅷ因子欠乏症等を除く。）に罹患している者であって、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める状態の程度（以下「小児慢性特定疾病及び当該疾病に係る厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」という。）に該当する者（当該疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る。）</p>
83	<p>悪性高血圧、母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く）、古典的特発性好酸球増多症候群、びまん性汎細気管支炎、遺伝性QT延長症候群、網膜脈絡膜萎縮症、原発性骨髄線維症、肝内結石症</p>	
82	<p>人工透析を必要とする腎不全</p>	<p>(2) 先天性血液凝固因子欠乏症等のうち第Ⅷ因子欠乏症等及び人工透析を必要とする腎不全に罹患している者であって、特定疾病療養受療証等の交付を受けていない者又は小児慢性特定疾病及び当該疾病に係る厚生労働大臣が定める状態の程度に該当する者（当該疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る。）</p>

区 分		疾病等の範囲	対 象 者
82	小児精神病	精神障害で入院医療を要する疾病及び精神障害に付随する軽易な傷病	<p>(1) 以下のいずれにも該当する方</p> <p>ア 都内に住所を有する方</p> <p>イ 現に左記の疾病に該当し精神科病院又は精神病床に入院している方</p> <p>ウ 満 18 歳未満の方</p> <p>エ 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方</p> <p>ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p> <p>(2) 認定患者であって、満 18 歳に達した時点で引き続き入院医療を受ける場合は、満 20 歳未満とする。</p>
82	被爆者の子に対する医療	<p>(1) 造血機能障害</p> <p>(2) 肝臓機能障害</p> <p>(3) 細胞増殖機能障害</p> <p>(4) 内分泌^{せん}腺機能障害</p> <p>(5) 脳血管障害</p> <p>(6) 循環器機能障害</p> <p>(7) 腎臓^{じん}機能障害</p> <p>(8) 水晶体混濁による視機能障害</p> <p>(9) 呼吸器機能障害</p> <p>(10) 運動器機能障害</p> <p>(11) 潰瘍^{かいよう}による消化器機能障害</p>	<p>以下のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 都内に住所を有する方</p> <p>(2) 被爆者の実子であり健康診断受診票の交付を受けた方</p> <p>(3) 左記の障害に伴う疾病にかかり、今後、6 か月以上の医療（経過観察期間を含む。）が必要と見込まれる方</p> <p>(4) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方</p> <p>ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p>
82	大気汚染関連疾患	<p>(1) 慢性気管支炎</p> <p>(2) 気管支ぜん息</p> <p>(3) ぜん息性気管支炎</p> <p>(4) 肺気しゅ</p> <p>(5) (1) ～ (4) の続発症</p>	<p>以下のいずれにも該当する方。ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p> <p>(1) 現に左記の疾病にかかっている方</p> <p>(2) 18 歳未満の方（18 歳の誕生日が属する月の末日までにある方を含む。）</p> <p>※生年月日が平成 9 年 4 月 1 日以前の被認定者は、更新申請のみ可能。</p> <p>(3) 東京都の区域内に引き続き 1 年（3 歳に満たない方は 6 か月）以上住所を有する方</p> <p>(4) 喫煙していない方</p> <p>(5) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方</p>

区 分		疾病等の範囲	対 象 者
38	B型・C型 ウイルス肝炎 治療医療	B型・C型ウイルス肝炎治療医療	<p>以下のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 左記の疾病に該当し、東京都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療又はC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方</p> <p>(2) 都内に住所を有する方</p> <p>(3) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方</p> <p>ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p>
87	妊娠高血圧症候群等	<p>妊娠により入院医療を必要とする疾病及びその続発症</p> <p>(1) 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患</p> <p>(2) 糖尿病及び妊娠糖尿病</p> <p>(3) 貧血</p> <p>(4) 産科出血</p> <p>(5) 心疾患</p>	<p>以下のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 都内（特別区及び保健所政令市を除く。）に住所を有する方</p> <p>(2) 左記の疾病に該当する方</p> <p>(3) 前年分の総所得税額が 30,000 円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が 26 日以上の方</p> <p>ただし、生活保護受給者、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p>

区 分		疾病等の範囲	対 象 者
93	結核一般医療 (都単)	<p>(1) 肺結核</p> <p>(2) 肺外結核</p> <p>※比較的最近結核に感染したと考えられる方などで、発病の危険が高い方（潜在性結核感染症）も含む。</p>	<p>国の制度：左記の疾病に該当する方</p> <p>都の制度：次のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 都内に居住する方</p> <p>(2) 国の制度による患者票の交付を受けた方</p> <p>(3) 区市町村民税非課税の方</p> <p>(4) 社会保険加入者、後期高齢者医療制度加入者 又は国民健康保険組合加入者</p> <p>ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p> <p>(注) 区市町村の国民健康保険の被保険者のうち、区市町村民税非課税の方で結核医療給付金受給者証の交付を受けている方は、国の制度適用後の残りの5%が保険給付されるので、医療に要する費用については、自己負担なし。詳細については、各区市町村国民健康保険主管課にお問い合わせください。</p>
93	自立支援医療 (精神通院医療) (都単)	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態	<p>国の制度：左記の障害により通院医療を必要とする方</p> <p>都の制度：次のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 都内に居住する方</p> <p>(2) 国の制度による受給者証の交付を受けた方</p> <p>(3) 所得区分が低所得1又は低所得2に該当する方</p> <p>(4) 社会保険加入者、後期高齢者医療制度加入者 又は国民健康保険組合加入者</p> <p>ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。</p> <p>(注) 区市町村の国民健康保険の被保険者のうち、区市町村民税非課税世帯の方で国保受給者証（精神通院）の交付を受けている方は、国の制度適用後の自己負担分が保険給付されるので、医療に要する費用については、自己負担なし（介護保険法による訪問看護に要する費用に関する自己負担は除く。）。詳細については、各区市町村国民健康保険主管課にお問い合わせください。</p>